

○主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107商局第2号）の一部を改正する案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。<u>なお、(1)及び(2)の取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第3項ただし書の承認についても、同様とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3) 発電事業者と異なる者が発電用の電気工作物を所有する場合は、発電事業者と当該電気工作物を所有する者等から構成される組織（以下(3)において「保安組織」という。）が、電気工作物の工事、維持及び運用を行い、主任技術者の選任は、当該保安組織を構成する全ての者（以下(3)において「構成者」という。）の連名により行うものとする。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても、構成者の責任分担を明確化する規定を記載した上で、構成者の連名により定めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 発電事業者及び一般送配電事業者においては、当該発電事業者及び一般送配電事業者から構成される組織（以下(4)において「保安組織」という。）が、電気工作物の工事、維持及び運用の保安の確保を行い、主任技術者の選任は、当該保安組織を構成する全ての者（以下(4)及び(5)において「構成者」という。）の連名により行うものとする。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても、構成者の責任分担を明確化する規定を記載した上で、構成者の連名により定めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 電気事業法の一部を改正する法律（平成26年法律72号。以下(5)において「改正法」という。）の施行の日の前に一般電気事業者が主任技術者の選任を行っている場合であって、当該一般電気事業者が、改正法の施行の日以降に、発電事業者及び一般送配電業者に改組する場合は、改正法の施行の日</u></p>	<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第3項ただし書の承認についても、同様とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>以降も、構成者の連名により主任技術者の選任を行ったものとみなす。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても、構成者の連名により定めたものとみなす。ただし、改正法の施行の日以降に、一般電気事業者が発電事業者及び一般送配電事業者に改組する場合であって、かつ、主任技術者や保安規程を変更する場合は、(4)の規定に基づき、新たに、主任技術者の選任を行い、保安規程を定めることとする。</u></p> <p>6. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 1. (3)における規則第52条第3項ただし書の承認については、(1)から(3)の規定を準用する。</u></p>	<p>6. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

注) 上記の新旧対照表の項目番号は、平成27年12月24日から平成28年1月22日にかけてパブリックコメントを実施した「ダム水路主任技術者制度における規制見直しに関する「電気事業法施行規則」、「経済産業省告示第249号」及び「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の一部改正について」の改正内容を反映した場合の番号であることに留意。